

衆議院地方創生に関する特別委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月25日（木）、第6回の委員会が開かれました。

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第37号）
 - ・片山国務大臣、浮島文部科学副大臣、大塚国土交通副大臣、新谷厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・今井雅人君外1名（立憲、国民）提出の修正案について、提出者今井雅人君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、松田功君（立憲）、白石洋一君（国民）及び清水忠史君（共産）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－立憲、国民、共産、社保 反対－自民、公明、維新）
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、国民、公明、維新、社保 反対－立憲、共産）
 - ・山本幸三君外5名（自民、立憲、国民、公明、維新、社保）から提出された附帯決議案について、白石洋一君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新、社保 反対－共産）
（質疑者）緑川貴士君（国民）、白石洋一君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、杉本和巳君（維新）、広田一君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

緑川貴士君（国民）

- (1) 提案募集方式
 - ア 提案募集方式を活用していない地方自治体等への対応及び共同提案が減少していることに対する政府の見解
 - イ 小規模自治体が提案しやすくするためのサポート体制
 - ウ 事前相談がなされたが提案に至らなかった支障事例への対応
- (2) 公立社会教育施設
 - ア 本法律案による首長部局への移管と地方自治法に規定されている事務委任、補助執行制度との違い
 - イ 社会教育の本来果たすべき役割が曖昧になってしまうことへの懸念
 - ウ 社会教育と各部門の事業を一体的に推進している事例
 - エ 社会教育施設を生涯にわたり学び続けることのできる場としていく必要性
- (3) 放課後児童健全育成事業
 - ア 経験の浅い職員が一人で子どもを預かるリスクに対する政府の認識
 - イ 子どもの異変に対処するためにも職員配置体制を維持する必要性
 - ウ 職員の処遇改善のため手当を拡充させる必要性
- (4) インターネット申請開始までの期間の建設業者の許可申請負担を軽減する必要性
- (5) 都道府県建築士審査会の委員任期を2年以上4年以下としなかった理由

白石洋一君（国民）

- (1) 放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の「参酌すべき基準」化

- ア 放課後児童支援員の給与等を民間給与準拠で引き上げる必要性
 - イ 支援員一人が安全を確保できる子どもの人数を基準として規制の在り方を考える必要性
 - ウ 支援員を一人とした放課後児童クラブで事故が発生した場合の責任の所在
 - エ 改正後の放課後児童クラブの運営状況の国による監視の在り方
 - オ 地方議会から「従うべき基準」の維持等を求める意見書が提出されていることに対する大臣の見解
- (2) 公民館の政治的中立性の確保に関する文部科学省の事務連絡が公民館を首長部局に移管した場合にも有効であることの確認
 - (3) 太陽光発電設備の廃棄処理問題
 - ア 設置者に廃棄費用を確保してもらう方策についての検討状況
 - イ 所有者不明等の場合の廃棄費用負担の在り方
 - ウ 太陽光発電施設の廃棄処理の方法
 - (4) 家電の不法投棄問題
 - ア リサイクル料金を抑える必要性
 - イ 不法投棄を未然に防ぐための取組

高橋千鶴子君（共産）

放課後児童健全育成事業

- ア 地方分権一括法案で改正する理由
- イ 支援員の質を確保する必要性
- ウ 支援員複数配置の義務化の廃止を提案している地方自治体数
- エ 「従うべき基準」の維持又は支援の質の確保を要望する意見書等の数
- オ 支援員の処遇改善に向けた事業等の実績及び処遇改善が進んでいない理由
- カ 支援員の常勤・非常勤の割合及びそれぞれの実働時間・日数
- キ 支援員の処遇改善について国が責任を果たす必要性
- ク 放課後児童健全育成事業の質の確保についての大臣の見解

杉本和巳君（維新）

- (1) 提案募集方式の成果
- (2) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る事務・権限の中核市への移譲によって得られる効果及び中核市の負担増
- (3) 公立社会教育施設の首長部局への移管を予定している地方自治体数及びその効果
- (4) 幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長
 - ア 特例の延長を5年とした理由
 - イ 特例の延長を続けることによる恒久化の可能性
 - ウ 特例の延長の効果が特に見込まれる上位3団体
- (5) 食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務廃止の効果
- (6) 日本銀行が引き受けている国債が500兆円を超えていること及び日本の財政状況についての大臣の見解

広田一君（社保）

義務付け・枠付けの見直し

- ア 地方創生を推進する上で、義務付け・枠付けを徹底して必要最小限とする意義についての大臣の

見解

- イ 地方分権改革推進委員会第3次勧告以降に新たに創設された「従うべき基準」の数
- ウ 放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」を4年の運用で「参酌すべき基準」とすることは一貫性がないとの考えに対する大臣の見解
- エ 義務付け・枠付けの見直しの在り方についての大臣の見解